

倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟1階
フードコート（店舗A）出店者募集要項

令和7年1月

倉敷市ボートレース事業局

<目 次>

1	募集の趣旨	1
2	ボートレース児島の概要	1
3	参考情報	1
4	新スタンド棟の概要（予定）	2
5	募集内容等	2
6	応募資格	4
7	応募方法	5
8	審査及び選定方法	6
9	使用条件	7
10	禁止行為について	7
11	参加資格又は使用許可の取消しについて	8
12	原状回復について	8
13	その他	8
14	問合せ及び書類提出先	10

<その他参考資料>

資料 1 倉敷市児島モーターボート競走場位置図

資料 2 スタンド棟平面図

資料 3 フードコート平面図

資料 4 店舗内レイアウト

資料 5 令和 6 年度開催日程表

別紙 1 費用負担一覧表

別紙 2 企画提案に係る評価基準

1 募集の趣旨

倉敷市ボートレース事業局（以下「事業局」）が運営する、倉敷市児島モーターボート競走場（以下「ボートレース児島」）では、この度、老朽化しているスタンド棟の改修工事を行うとともに、既存施設の一部を解体し、市民の憩いの場や子ども向け施設を新設する等、地域との共生や子育て世代の家族が楽しめることを目的とした施設整備を行うこととなった。

これを受けて、令和7年12月からスタンド棟1階に新たに整備するフードコート内の飲食店4区画のうち、店舗B、店舗C及びカフェの3区画について出店者の公募を行い、令和6年12月21日に優先交渉権者を決定したが、店舗Aの区画において継続して出店する予定であった既存の業者が、令和7年12月以降の出店を辞退することとなったため、店舗Aの区画について、出店者の追加募集を行うものである。

2 ボートレース児島の概要（令和6年4月時点）

- (1) 所在地 : 岡山県倉敷市児島元浜町6番地3（資料1参照）
- (2) 面積
 - ① 場内敷地 32,826.48㎡
 - ② 駐車場敷地 67,302.46㎡（約2,500台分）
 - ③ 無料バス駐車場敷地 6,968.45㎡
 - ④ 駐輪場敷地 1,504.38㎡
- (3) アクセス : JR児島駅から徒歩20分又は車5分（無料バスを運行）
- (4) 本場入場料 : 100円（20歳未満は無料）
- (5) 駐車場代 : 無料

3 参考情報

(1) 本場来場者数実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数	198日	198日	198日
来場者数	190,290人	204,968人	232,205人
（うち子供の数）	(5,868人)	(9,459人)	(19,240人)
1日当たり来場者数	961人	1,035人	1,173人
平日（括弧内は日数）	729人(124日)	782人(134日)	821人(130日)
土日祝日（括弧内は日数）	1,331人(75日)	1,566人(64日)	1,846人(68日)

※昼食ピークタイム（11～13時）の滞在者数は、1日来場者数の平均75%程度。

(2) ボートレース場（本場）職員数（令和6年4月時点）

- ① ボートレース事業局職員 129人
- ② その他関連団体等職員 153人
- 計 282人

4 新スタンド棟の概要（予定）

（１） 第３・４期スタンド棟（令和７年１２月オープン予定）

主な施設	５F	来賓室、記者室
	４F	A指定席（定員196人） S指定席（定員114人） 投票所 売店
	３F	一般観覧席（1,027席） 投票所 売店
	１F	一般観覧席（立見） 投票所 フードコートエリア（166席）（食堂３店、カフェ１店）

（２） 第５期スタンド棟（令和９年１０月オープン予定）

主な施設	３F	特別観覧席（ROKU）、屋上広場
	２F	きつぱ〜く
	１F	きつぱ〜く、イベントホール、イベント広場

（３）平面図（資料２参照）

5 募集内容等

テナントの選定は「公募型プロポーザル方式」とし、応募者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき評価を行い、出店候補者を決定する。

（１） 募集内容

① 募集対象区画

スタンド棟１階フードコート 店舗A

② 営業種目

定食系（和洋等のジャンルは問わないが、ご飯ものを含むメニュー構成であること。）とする。

なお、前回のプロポーザルにおいて既に優先交渉権者として選定されている店舗B・C及びカフェの主な販売予定メニューは次のとおり。

<参考：店舗B・C及びカフェの主な販売予定メニュー>

店舗B … ラーメン各種

店舗C … うどん各種

カフェ … ホットスナック各種、デザート各種、ドリンク・酒類

③ 営業開始日

令和7年12月中旬（予定）

④ 営業日

ボートレース児島本場の開催日（年間198日程度（年度により変動あり））

ただし、令和9年10月のグランドオープン以降は、敷地内に併設される「きつぱ〜く」の営業状況により、営業可能日数が増となる可能性がある。

参考：資料5「令和6年度開催日程表」

④ 営業時間

- ・ 昼食の提供を必須とし、11時から14時までは必ず営業すること。
- ・ 上記の必須時間を超える営業は、開場時間を考慮の上、出店者が決定すること。
※開場時間：原則として開門（9時45分頃）から第12R終了（16時45分頃）まで（季節やレースグレード等により進行時間の変動あり）
- ・ 出店後に営業時間を変更する場合は、事業局に届出を行うこと。

⑤ 出店許可期間

令和7年12月から令和17年3月31日まで

※出店後、原則として3年以上は営業継続に努めること。

※上記出店許可期間の経過後は、再度プロポーザルにより出店者を選定する予定（今回の出店者が再度応募してもよい）。

⑥ テナント料（月額）

33,000円

⑦ 費用負担について

出店に伴う諸費用の負担について、事業局と出店者のどちらが負担するかについては、**別紙1「費用負担一覧表」**を参照のこと。

なお、資料4「店舗内レイアウト」に記載している、設置予定の厨房設備等に係る諸費用については事業局負担とし、出店者がその他独自に導入する厨房設備等にかかる諸費用については、出店者負担とする（財産目録を作成し、相互に確認する。）。

⑧ 設備等

店舗内の配管及び厨房設備等の種類や位置は、原則として資料4「店舗内レイアウト」に示すとおりであるが、出店者の決定後に、出店者の業種や希望に応じ、事業局との協議のうえ決定する。

なお、設計上、出店者の希望に沿えない場合があることに留意すること。

(2) 設備の概要（予定）

① 貸付面積

37.01㎡（厨房及びバックヤード）

② フードコートエリア座席数

フードコート	140席
ファミリー席	10席
座 敷	16席
計	166席

③ テナント内設計レイアウト

資料4「店舗内レイアウト」参照

④ その他

- ・フードコートの客席内には返却棚を設置しないため、再利用するお盆や食器類はテナントのカウンターに返却棚を設置する等により、出店者が自ら回収すること。
- ・事業局負担により、フードコート客席内にはセルフ式の無料給水機を設置する予定。
- ・事業局負担により、氷・飲み残し回収ボックス及び燃えるゴミ・プラスチックゴミ等の分別式ゴミ箱を、フードコート客席内の複数個所に設置する予定。

(3) 営業品目

① 飲食物

- ・原則として場内で飲食が可能な飲食物とする。ただし、それらに加えてテイクアウトメニューを販売することは妨げない。
- ・季節に応じたメニューの見直しのほか、場内限定メニューや期間限定メニュー、倉敷市や児島地区にちなんだご当地メニューやオリジナルメニューなどの開発・販売を前向きに検討すること。
- ・店舗の営業種目は食事メニューを主体とし、サイドメニューや飲み物、デザート類の提供にも努めること。

② 酒類

- ・店舗での酒類の販売は可能とする。ただし、種類はビール、ハイボール、焼酎ハイボールに限り、紙又はプラスチック製の容器での販売に限る。
- ・酒類を販売する場合は、事前に事業局に「酒類販売開始届出書」を提出すること。

6 応募資格

応募資格者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有している法人又は個人であること。
- ② モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）及び関係法令に基づく行政処分を受けた日から2年を経過していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 国税、県税又は市税を完納している者であること。
 - ⑤ 倉敷市が有する債権について滞納がない者であること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていない者であること。
 - ⑦ 倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者が経営又は運営に関与していない者であること。
 - ⑧ 前回のプロポーザルにおいて、店舗B又は店舗Cの優先交渉権者となっていない者であること。

7 応募方法

（1） 申込期間

令和7年1月1日（水）から令和7年1月25日（土）まで（必着）

（2） 提出書類（正本及び副本の各2部）

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 事業者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 企画提案書（様式4）
- ⑤ 収支等計画書（様式5）

※同様の記載内容であれば任意様式での提出も可

- ⑥ 販売予定メニューの一覧（別添1）

※任意の様式でも可

- ⑦ テナント外観イメージ図（別添2）

※任意の様式でも可

- ⑧ 飲食店営業許可証の写し

- ⑨ 法人登記事項証明書（法人の場合のみ）

※1部取得し、副本にはコピーの添付で可

- ⑩ 納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税）

※各1部取得し、副本にはコピーの添付で可

※国税は本店所在地の税務署、都道府県税は本店所在地の県民局、市町村税は市区町村役場で取得（税の未納（滞納）がないことが確認できるもの）

※国税の納税証明書の種類は、法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」

- ⑪ 決算書（令和4年度及び令和5年度のもの）

※⑨及び⑩は、提出日から3カ月以内に交付されたもの。

※⑧～⑪について、前回のプロポーザル参加者で既に提出済の場合、省略が可能。

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）または持参

※事業局に持参する場合は、ホームページ又は電話等により開催日を確認の上、事業局が受付可能な日時に持参すること。

(4) 留意事項

- ① 本プロポーザル参加に要するための一切の費用は、応募者負担とする。
- ② 提出された全ての書類等は返却しないため、必ず控えをとること。
- ③ 提出書類の修正、差し替え等は、申込期間中に限り可能であること。

8 審査及び選定方法

(1) 応募資格審査

参加申込書を受理した全ての者を対象として、応募資格に適合しているか及び書類に不備がないかを確認し、必要に応じ応募者に書類の補正を指示する。その後、選定対象となった応募者を対象として、事業局が設置する選定委員会による審査を実施する。

(2) 選定方法

選定対象となった提案ごとに、事業局が指定する日時に、事業局の事務所において面接審査（プレゼンテーション等）を行う。面接は、応募者が提案の要旨について10分以内でプレゼンテーションを行った後に、選定委員による質疑応答を行う。その後、選定委員は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、**別紙2「企画提案に係る評価基準」**に基づいて総合的に評価を行う。

(3) 選定

選定委員会において、最も高い評価点を獲得した応募者を出店候補者（優先交渉権者）として選定する。ただし、その者と合意に至らない場合は評価点の高い順に交渉することとし、また、各委員の得点の合計が6割以下である場合は、失格とする。

なお、同じ得点を獲得した者が複数いた場合は、選定委員会において協議を行い、出店候補者を選定する。

(4) 結果通知

審査結果は応募者全員に文書で通知する。なお、他の応募者に係る審査の結果や内容についての問合せには応じないものとする。

(5) 出店候補者の公表

出店候補者（優先交渉権者）及び審査結果の公表は、ボートレース児島及び倉敷市（ボートレース事業局経営管理課）のホームページで行う。

9 使用条件

- (1) 食品衛生法及び関係法令並びに倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程を遵守するとともに、事業局の指示に従うこと。
- (2) 入場する際は、通行許可証を提示すること。
- (3) 材料等の搬入に当たっては、来場者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう注意すること。
- (4) メニューの内容や価格に変更がある場合は、事業局に報告すること。
- (5) 食堂等の管理責任者又は従業員に変更がある場合は、事業局に報告すること。
- (6) 出店者は毎月の売上状況について、事業局に報告すること。また、その他運営状況等について事業局から報告を求められたときは、これに応じること。
- (7) 従業員の風紀・言動・服装等については、十分注意すること。
- (8) テナント内に従業員以外の者を、みだりに出入りさせないこと。
- (9) テナント内を定期的な清掃等により清潔に管理するとともに、そ族・昆虫類に汚染されないようにし、また、それらの駆除を行う場合は、事前に事業局に届出を行うとともに、実施記録を保存すること。
- (10) 残飯等の処理については、舟券発売に支障の無い範囲で即日処理すること。
- (11) 食中毒その他事故により利用者に損害を与えた場合は、その一切の責任を負うこと。
- (12) テナント内を常時整理し、善良な管理者の注意をもって使用し、電気・ガス等による事故の防止に努めること。
- (13) 事業局の許可無く、器具・備品を搬入設置しないこと。
- (14) 使用施設等に損傷を与えた場合の修繕は、事業局の指示により、出店者の負担とする。ただし、事業局が負担の免除を認めたときはこの限りではない。
- (15) 食堂等の業務に従事する者は、勤務日における舟券の購入等を自粛するとともに、勤務日以外であっても、ボートレース児島（外向発売所を含む）における舟券の購入等を自粛すること。

10 禁止行為について

テナントの使用に当たっては、次に掲げる行為を禁ずる。

- ① テナントを他人に転貸し、又はその使用权を担保に供し、若しくは他人に譲渡すること。
- ② テナント以外の用途に使用し、又は使用物件を損傷すること。

- ③ 事業局の承認なくして模様替えをし、又はテナント内外に工作物を設置し、若しくは定置すること。
- ④ 住宅として使用すること。ただし、競走開催期間中物品監視のため必要な場合は、事業局の承認を得て宿泊することができる。
- ⑤ 事業局が指定する区域外に物品を陳列すること。
- ⑥ その他事業局が管理上必要と認めて指示した事項に違反すること。

11 参加資格又は使用許可の取消しについて

応募者又は出店者が次の要件に該当した場合は、応募資格又は出店者の決定の取り消しを行う。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 選定委員やその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ③ 使用許可書交付前に資金状況の変化があったこと等により、運営が困難であると事業局が判断したとき。
- ④ 出店者が「**6 応募資格**」に定める応募資格に適合しなくなったとき、または本要項に違反したとき。
- ⑤ 「倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程」（平成29年競艇事業局管理規程第28号）に定める禁止行為を行ったとき。
- ⑥ 使用条件に違反したとき。
- ⑦ 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- ⑧ 正当な理由なく競走の1開催期間中、テナントを使用しなかったとき。

12 原状回復について

- (1) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、出店者は使用に係る施設を指定期日までに事業局の立会検査を受けて返還すること。

また、事業局の承認を受けて設置した諸設備は、これを撤去し、原形に復して返還すること。

- (2) 出店者が施設を損傷又は滅失したときは、事業局の指示に基づいてこれを原形に復し、又はその損害を賠償すること。

ただし、事業局においてやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

13 その他

- (1) 法令の遵守

施設の使用及びテナントの営業に当たっては、「倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程」（平成29年競艇事業局管理規程第28号）及びその他関係法令を順守すること。

(2) 損害責任について

次に掲げる事項により出店者に損害が生ずることがあっても、事業局はその賠償の責めを負わない。

- ① モーターボート競走事業が廃止され許可を取り消したとき。
- ② 出店者の使用許可の取り消しが行われたとき。
- ③ 天候その他やむを得ない理由により競走の開催を延期し、又は1日の開催中途において中止若しくは開催しなかったとき。
- ④ 搬入金品等の盗難又は損傷をうけたとき。
- ⑤ 使用許可期間の満了により返還するとき。

(3) 質問回答

応募に伴い疑義が生じた事項については、「14 問合せ及び書類提出先」まで、「質問票（様式6）」により電子メールにて提出すること。

後日、応募者全員に電子メールで回答するとともに、ボートレース児島のホームページに回答の掲載を行う。

提出期限：令和7年1月15日（水）

(4) 参加辞退

プロポーザル参加の応募後、面接審査の実施日までに参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を持参もしくは郵送にて速やかに提出すること。

(5) スケジュール予定

日 程	項 目
令和7年 1月 1日(水)	募集の公告、申込受付開始、質疑受付開始
1月15日(水)	質疑受付終了
1月18日(土)	質疑への回答
1月25日(土)	申込受付終了（必着）
2月 3日(月)	面接審査(プレゼンテーション及び質疑応答) ※応募者多数の場合、複数日に分けて実施
2月 6日(木)ごろ	優先交渉権者の決定、結果通知
令和7年 2月～	設備等に関する協議
7月頃	テナント工事完了
8月～11月	出店準備期間
12月中旬	営業開始

14 問合せ及び書類提出先

〒711-8567

岡山県倉敷市児島元浜町6番地3

倉敷市ボートレース事業局 経営管理課 経営企画係

担当：守屋、大野

電話：(086) 472-5051

Mail：foodcourt@brkojima.jp

<書類持参の場合の提出場所>

事業局は事務所2Fにあります。

入口で守衛に名前と用件をお伝えください。

